

《イベント開催における感染防止安全計画等に関するよくある質問（FAQ）》

	質問内容	回答
1	感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を提出した場合、県はイベント開催可否を判断するのですか。	<p>安全計画は、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するものです。</p> <p>イベント開催の可否については、県の確認結果や助言等を踏まえ、イベント主催者が決定してください。</p> <p>なお、感染拡大防止の観点から、保健所等と情報共有させていただく場合があります。</p>
2	安全計画の策定又はイベント開催時のチェックリスト（以下「チェックリスト」）の作成が必要な「イベント」はどのようなものですか。	<p>「イベント」の定義については、「事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（令和3年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」とされています。</p> <p>また、「不特定多数」とは、「普段顔を合わせない人が顔を合わせること」が想定されています。</p> <p>講演会や研修会、成人式、入学式、卒業式などは、講師や来賓、保護者など、普段会わない人が顔を合わせるため、一般的な形態であれば、「イベント」に該当すると考えられます。</p> <p>普段から顔を合わせている職場の同僚のみで行う研修会等は、一般的には「イベント」に該当しないと考えられます。</p> <p>ただし、上記はあくまで個別具体の例として当方で確認できた範囲のものであることから、判断に迷われる場合は個別に県までご相談ください。</p>
3	2,000人規模のイベントを予定しています。安全計画を策定する対象には該当しませんが、参加者が1,000人を超えるので、県に事前相談を行う必要はありますか。	<p>安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストを作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了後1年間保管していただくことになります。</p> <p>従前全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際に行っていた県への事前相談は不要です。</p>
4	参加人数が50人程度のイベントを予定していますが、チェックリストの作成・公表は必要ですか。	<p>「イベント」に該当し、安全計画の策定の必要がない規模のものについては、参加人数に関係なくチェックリストの作成、公表及び保管が必要です。</p>

5	同一会場で複数日にわたり開催する場合、参加予定人員は延べ人数でカウントするのですか。	イベントの参加予定人数は、複数日にわたる延べ人数ではなく、開催日程中1日（入替制の場合は1回）あたりの人数で判断してください。なお、開催日程中1日（入替制の場合は1回）でも5,000人超が想定され、かつ収容率50%超となる場合、安全計画の策定をお願いします。
6	屋外イベントの場合、どのように1日の参加予定人数をカウントするのですか。	一度に会場（必要に応じて、会場周辺を含む）に5,000人超が集まるかどうかでカウントしてください。一度に集まる参加予定人数の把握が困難である場合は、1日の延べ人数でカウントしてください。
7	イベントの「大声あり」「大声なし」の区分はどのように判断しますか。	<p>「大声」の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復、継続的に声を発すること」とされており、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することになります。</p> <p><大声の具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観客間大声・長時間の会話 ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 <p>※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たりません。</p>
8	チェックリストはホームページ等で公表することになっていますが、ホームページがない場合はどのように公表すればいいですか。	HPやSNS等がない場合においては、会場の入口や受付等に掲示するなど、参加者等がチェックリストを確認できるようにしてください。